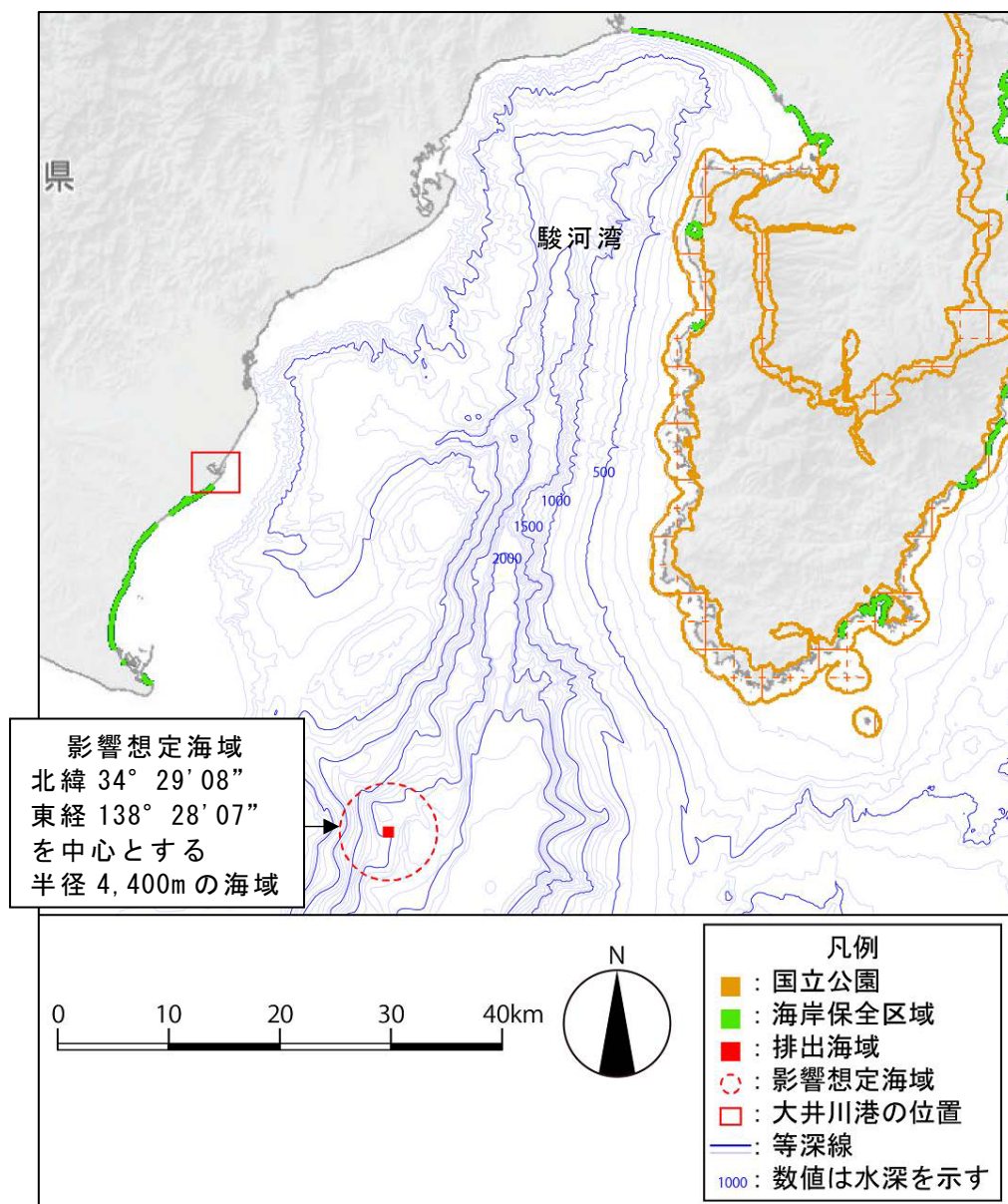


(2) 海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況

影響想定海域周辺における海域公園等の位置を「海洋台帳」(海上保安庁、平成31年1月閲覧)及び「海・陸情報図(伊豆半島周辺海域)」((財)日本水路協会、2005年12月)より確認した。図-4.17に示すとおり、駿河湾沿岸には、国立公園等の区域がみられるものの、影響想定海域は陸域から約20km離れた水深2,000mの沖合海域であり、海域公園等はない。また、静岡県観光協会ウェブサイト等により海域公園等を確認したものの、追記すべき情報はなかった。



出典)「海洋台帳」(海上保安庁、平成31年1月閲覧)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2011年)より作成

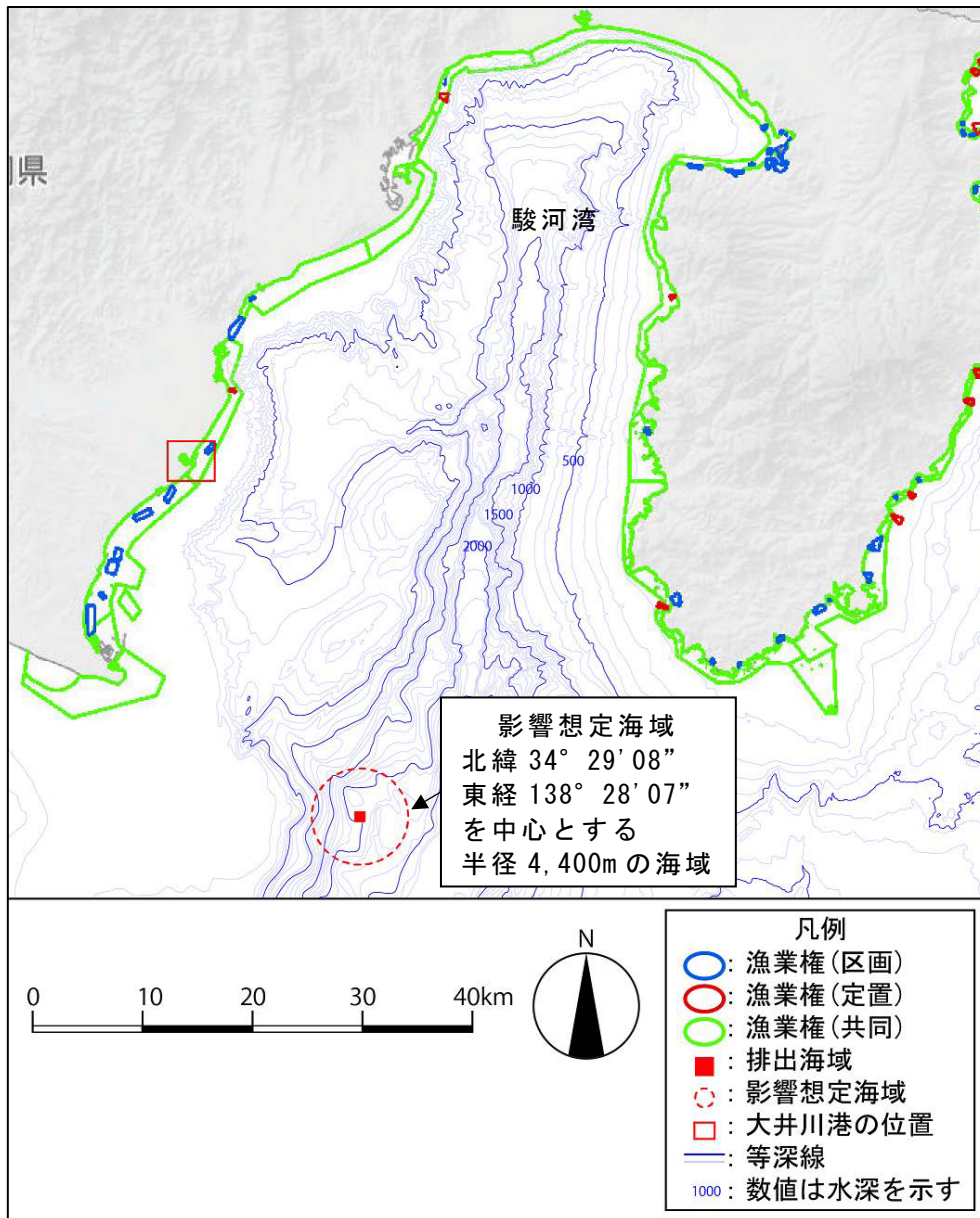
図-4.17 駿河湾周辺海域の海域公園等

(3) 漁場としての利用状況

1) 漁業権の設定状況

影響想定海域周辺における共同漁業権等の設置状況について、「海洋台帳」（海上保安庁、平成 31 年 1 月閲覧）より確認した。

その結果、図-4.18 に示すとおり影響想定海域に漁業権は設定されていない。



出典) 「海洋台帳」(海上保安庁、平成 31 年 1 月閲覧)、「海底地形デジタルデータ M7001」
((財) 日本水路協会、2011 年) より作成

図-4.18 駿河湾周辺海域の漁業権

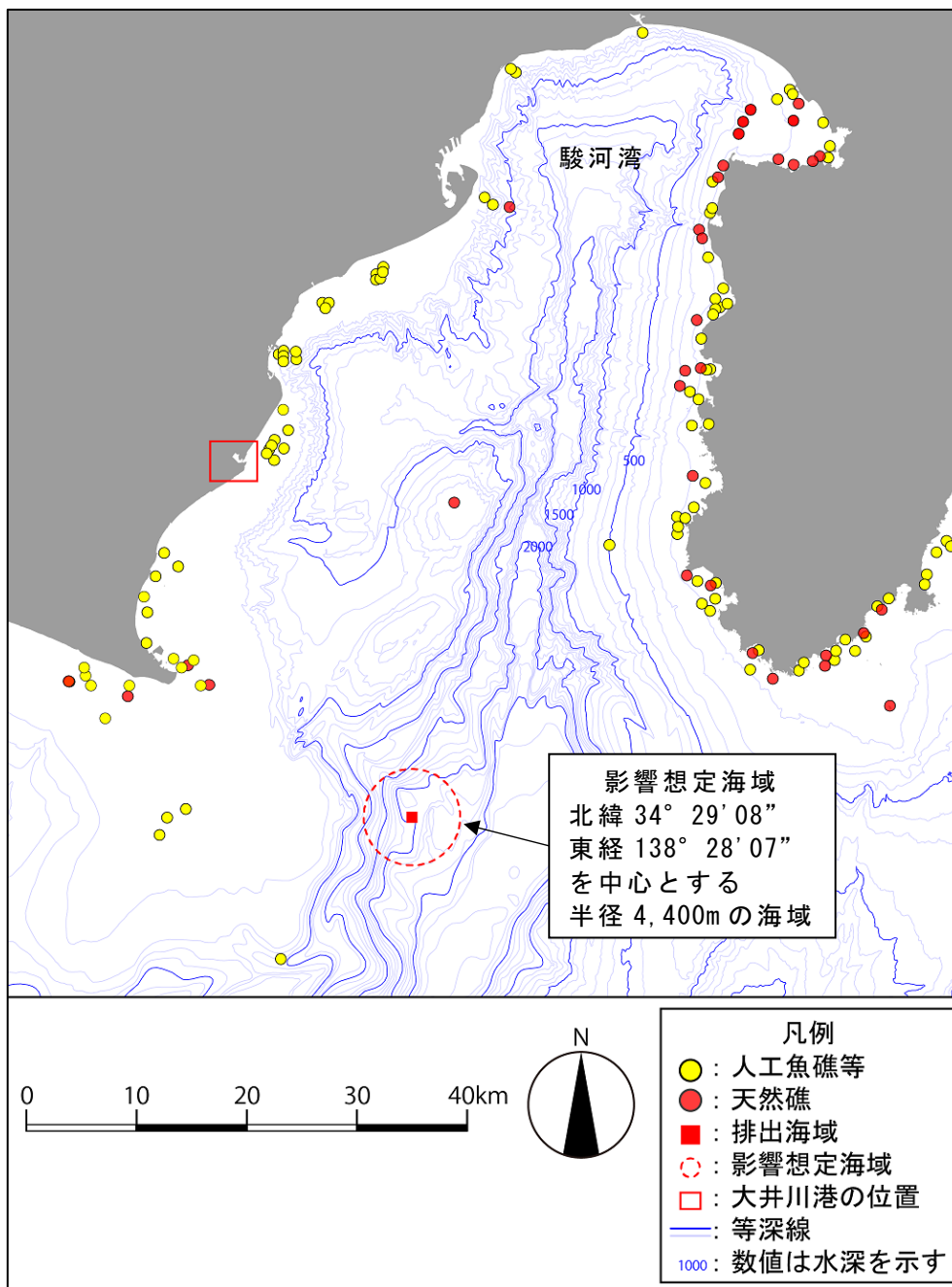
2) 漁場の分布

影響想定海域及びその周辺における漁場と魚礁の分布について、「静岡県水産要覧」（静岡県農林水産部水産振興室、平成 13 年）、「海図 W1075」（海上保安庁、2003 年 11 月）及び「海洋状況表示システム ー海しるー」（海上保安庁、2019 年 5 月閲覧）より確認した。また、駿河湾の特徴的な水産生物であるサクラエビの漁場について、「さくらえび漁業百年史」（大森ら、静岡新聞社、平成 7 年 12 月）より確認した。

図－4.19に示すとおり、魚礁は影響想定海域に分布していない。図－4.20に示すとおり、主要な漁業（漁場）は駿河湾沿岸域に分布しており、影響想定海域を主な漁場としている漁法もなかった。シラスの漁場は船曳網漁業に相当し、駿河湾沿岸に分布しているが影響想定海域には存在しない。図－4.21に示すとおり、サクラエビの漁場は駿河湾内であり、駿河湾湾口に位置する影響想定海域には存在しない。

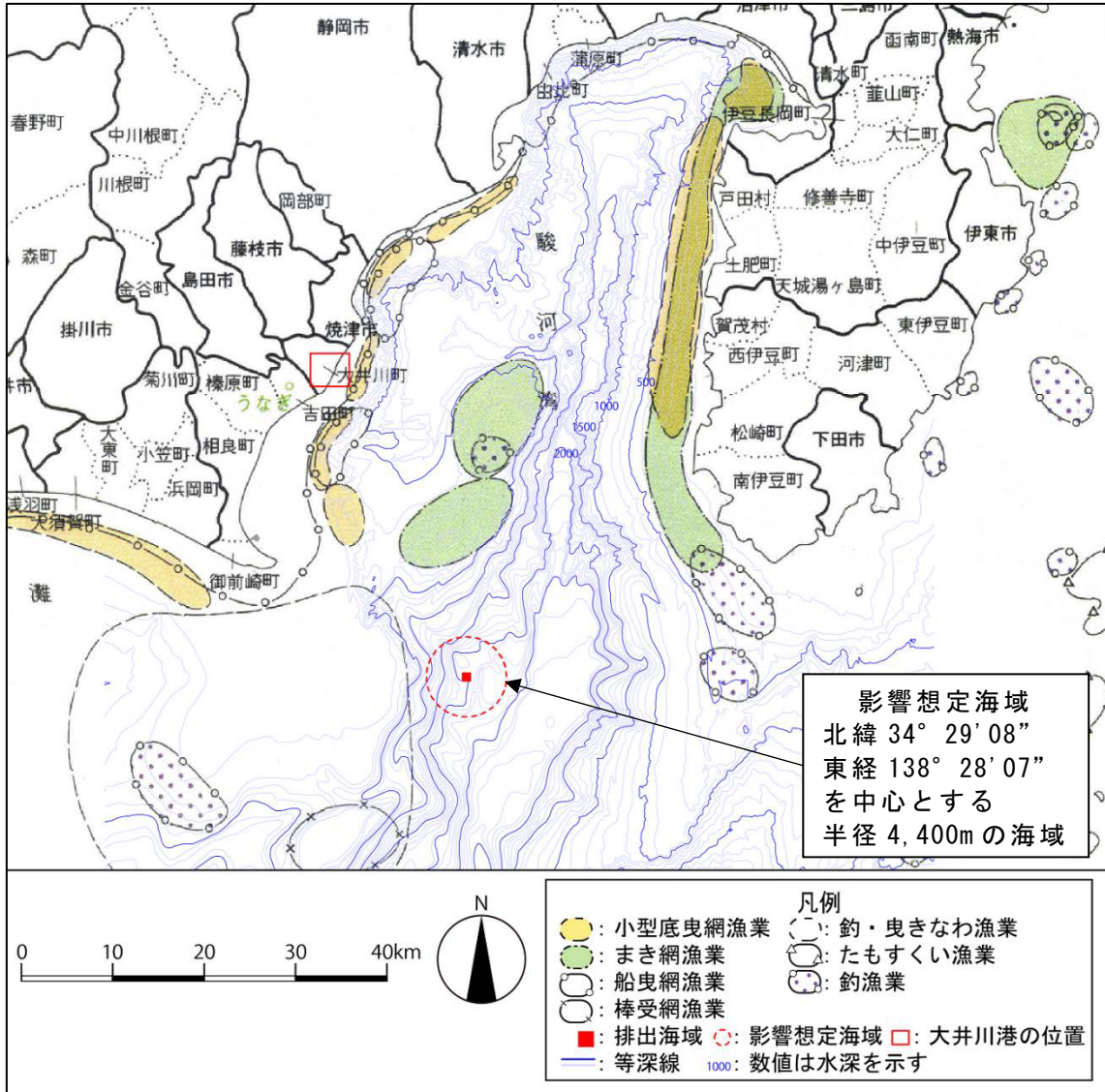
大井川港をはじめとする静岡県沿岸の港湾では、毎年、港湾・漁港の機能保全のために行う浚渫工事により生じる浚渫土砂の海洋投入に関して、投入の際の手順、投入海域等について、静岡県漁業協同組合連合会と覚書を交わしており、今後も同様の協議・覚書による関係漁協の同意の上で海洋投入を実施する計画である。

なお、過去の海洋投入に関して、海域環境の悪化や漁場環境への影響に関する地元漁協からの苦情や申し入れは無く、これまでの一般水底土砂の海洋投入による環境への影響は確認されていない。



注) 人工魚礁等とは沿岸漁場整備開発事業による魚礁の全てのタイプを含む
 出典) 「水産要覧」(静岡県農林水産部水産振興室、平成 13 年 7 月)、「海図 W1075」(海上保安庁、2003 年 11 月)、「海洋状況表示システム -海しる-」(海上保安庁、2019 年 5 月閲覧)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2011 年)より作成

図-4.19 駿河湾周辺海域の魚礁の位置



出典)「水産要覧」(静岡県農林水産部水産振興室、平成13年7月)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2011年)より作成

図-4.20 駿河湾周辺海域の漁場の位置